

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 20 日

金 曜 日

第 3886 号

目 次

公安委員会規則

○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

○富山県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部の委託 4

○救急病院の認定 5

○指定居宅サービス事業者の廃止の届出 6

○指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

○指定障害福祉サービスの事業の廃止 7

○指定障害福祉サービス事業者の指定 8

○歳入の収納の事務の委託

規 則

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 20 日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

富山県公安委員会規則第 2 号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表総務課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 3 条の表警察相談課の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 12 号までを 1 ずつ繰り上げる。

第 3 条の表警務課の項中第 10 号を第 12 号とし、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

(10) 知事部局との連絡に関する事。

(11) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。

第 3 条の表厚生課の項第 4 号中「警察職員住宅」を「警察官待機宿舎」に改める。

第 3 条の表生活安全企画課の項を次のように改める。

生活安全企画課	<ul style="list-style-type: none">(1) 生活安全警察の運営に関する調査及び企画に関する事。(2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事。(3) 地域安全活動に関する事。(4) 犯罪の予防及び一般防犯活動に関する事。(5) 行方不明者、めいてい者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事。(6) ストーカー行為等の規制に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関する事。(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関する事。(8) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の運用に関する事。(9) 小暴力事犯の取締りに関する事。(10) 質屋営業及び古物営業の許可等に関する事。(11) 警備業の認定等に関する事。(12) 探偵業の届出等に関する事。(13) 銃砲刀剣類の許可等に関する事。(14) 火薬類の許可等に関する事。(15) 高压ガス、放射性同位元素等危険物の指導等に関する事。(16) 風俗営業の許可等に関する事。(17) インターネット異性紹介事業の届出等に関する事。(18) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しない事。
---------	---

第 3 条の表生活環境課の項を次のように改める。

生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 銃砲刀剣類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 (2) 火薬類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 (3) 高压ガス、放射性同位元素等危険物の取締りに関すること。 (4) 風俗関係事犯の取締りに関すること。 (5) 雇用関係事犯の取締りに関すること。 (6) 公害関係事犯その他の環境関係事犯（交通公害事犯を除く。）の取締りに関すること。 (7) 薬事、医事その他保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 (8) 生活経済関係事犯の取締りに関すること。 (9) サイバー犯罪対策に関すること。 (10) インターネット異性紹介事業の取締りに関すること。 (11) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関すること。 (12) 質屋営業及び古物営業の取締りに関すること。 (13) 警備業の取締りに関すること。 (14) 探偵業の取締りに関すること。 (15) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。
-------	--

第 3 条の表刑事企画課の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 犯罪インフラ対策に関すること。

第 3 条の表組織犯罪対策課の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 ずつ繰り上げ、第 8 号から第 11 号までを削る。

第 3 条の表港湾地区特別捜査隊の項中「県本部の所掌事務のうち、次の各号に該

当するもの。」を削り、第 1 号から第 6 号までを次のように改める。

- (1) 犯罪のグローバル化対策に関すること。
- (2) 国際犯罪対策の企画指導及び教養に関すること。
- (3) 国際犯罪捜査に関すること。
- (4) 国際捜査共助に関すること。
- (5) 通訳人の育成及び運用並びに警察職員の語学研修に関すること。
- (6) 伏木富山港周辺地区の治安対策に関すること。

第 3 条の表公安課の項第 6 号中「（生活環境課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

別表第 1 三日市交番の項中「天神新」の次に「（通称町堀切を除く。）」を加え、「（富山地方鉄道本線以東の区域に限る。）」を「（富山地方鉄道本線以東の区域（通称町堀切を除く。）に限る。）」に改め、同表石田警察官駐在所の項中「立野」の次に「、天神新（通称町堀切に限る。）」を加え、「（富山地方鉄道本線以東の区域を除く。）」を「（富山地方鉄道本線以東の区域（通称町堀切を除く。）を除く。）」に改める。

別表第 2 高岡警察署の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年3月23日から施行する。
（富山県公安委員会文書管理規則の一部改正）
- 2 富山県公安委員会文書管理規則（平成13年富山県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「事務担当室長」を「補佐室長」に改める。

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第120号

富山県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部の委託について
地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の 2 の規定により、富山県病院

事業の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成27年3月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 委託した相手方の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷二丁目16-8南雲ビル2階・4階

弁護士法人館野法律事務所

2 委託内容

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）に基づく使用料及び手数料で未収のものの収納の事務

3 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

富山県告示第121号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年3月20日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
黒部市民病院	黒部市三日市1108番地1	黒部市	自 平成27年3月31日 至 平成30年3月30日
桜井病院	富山市堀30番地	医療法人社団桜井病院	自 平成27年4月1日 至 平成30年3月31日
公立南砺中央病院	南砺市梅野2007番地5	南砺市	自 平成27年4月1日 至 平成30年3月31日

富山県告示第122号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第 75 条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

平成 27 年 3 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	特定非営利活動法人デイサービス なかよし
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	デイサービスなかよし
	所在地	富山県下新川郡入善町櫛山 89-14
	介護保険事業所番号	1671700316
廃止年月日		平成 27 年 3 月 31 日

事業者	名称	株式会社 オウブル
サービスの種類		居宅療養管理指導
事業所	名称	城東薬局
	所在地	富山県高岡市城東一丁目 1-1
	介護保険事業所番号	1640240832
廃止年月日		平成 27 年 3 月 14 日

富山県告示第123号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第 115 条の 5 の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

平成 27 年 3 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	特定非営利活動法人デイサービス なかよし
サービスの種類		介護予防通所介護
事業所	名称	デイサービスなかよし
	所在地	富山県下新川郡入善町柵山89-14
	介護保険事業所番号	1671700316
廃止年月日		平成27年3月31日

事業者	名称	株式会社 オウブル
サービスの種類		介護予防居宅療養管理指導
事業所	名称	城東薬局
	所在地	富山県高岡市城東一丁目1-1
	介護保険事業所番号	1640240832
廃止年月日		平成27年3月14日

富山県告示第124号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成27年3月20日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
自立訓練 (生活訓練)	平成27年3月31日	1610200204	社会福祉法人手をつなぐ高岡	高岡市立野2412番地	ワークスたかおか(アシストたての)	高岡市立野2412

富山県告示第125号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成27年3月20日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護、行動援護	平成27年4月1日	1610200550	特定非営利活動法人くるみ	高岡市木津991番4	ホームヘルプサービスこぼん	高岡市木津991番4

富山県告示第126号

歳入の収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月20日

富山県知事 石 井 隆 一

委託した収納事務	受託者		委託期間
	名称	所在地	
パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の作動手数料収納事務	公益財団法人富山県交通安全協会	富山市高島62番地1	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで